

一般名処方に関するお知らせ

当院では、後発医薬品(ジェネリック医薬品)の使用促進と、
医薬品の安定供給に向けた取り組みを行っております。
現在、一部の医薬品については十分な供給が難しい状況が続いています。

そのため、後発医薬品がある場合には、特定の商品名ではなく
有効成分名を記載する「一般名処方」を実施しています。
一般名処方とすることで、特定の医薬品が供給不足となった場合でも、
患者様に必要なお薬をより確保しやすくなります。

詳細は院内掲示板にてご案内しております。

また、一般名処方の場合、院外の調剤薬局にて先発医薬品・後発医薬品を
患者様ご自身で選択できますが、令和6年10月からは、後発医薬品がある
先発医薬品を選択された場合に、
その差額の一部を患者様が負担する制度(長期収載品の選定療養)が導入されております。

一般名処方についてご不明な点やご心配なことがございましたら、
遠慮なく当院職員までお尋ねください。

